

令和4年第6回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年6月30日(木) 14時30分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (名)	
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 主幹兼グループ長 下久保 弘 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 藤原 卓也 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 14時30分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和4年第6回霧島市農業委員会総会を開催いたします。 本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正

	等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 11 番委員と 12 番委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 82 件、中間管理権の設定 33 件の合計 118 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条 6 項の解約通知が 18 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定について報告いたします。各地区の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、筆数 7 筆、面積 8,001 m <sup>2</sup> 、利用権設定 82 件、筆数 141 筆、面積 220,611 m <sup>2</sup> 、中間管理権設定 33 件、筆数 45 筆、面積 88,638 m <sup>2</sup> 、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご質疑なしと認めます。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 18 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺 1 を 8 番委員。
8 番委員	2 号 1 番について報告させていただきます。申請地は下有川切門自治公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,865 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2 と 3 を 4 番委員。

4 番委員	<p>2号2番と3番を続けて報告いたします。</p> <p>まず2号2番を報告いたします。申請地は国分西小学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,887㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、2号3番を報告いたします。申請地は国分児童体育館の南東に位置し、現況は田である。申請地には受人の使用収益権が設定されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,734㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分4と5を13番委員。
13 番委員	<p>2号4番と2号5番について報告いたします。</p> <p>まず2号4番です。申請地は内野々公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,844㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号5番について報告いたします。申請地は国分南中学校の北に位置し、現況は田である。申請地には受人の※※さんが令和11年7月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,257㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分6を18番委員。
18 番委員	<p>2号6番を報告します。申請地は国分郵便局の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,030㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺7を3番委員。
3 番委員	<p>溝辺7番について報告をいたします。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は32,337㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川8から10まで9番委員
9 番委員	続けて報告いたします。

	<p>第 2 号 8 番。申請地は茶屋公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には受人の※※さんが使用収益権を設定している。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 41,742 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 9 番。申請地は茶屋公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 41,742 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 10 番。申請地は木浦公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 14,048 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 11 を 11 番委員
11 番委員	2 号 11 番について報告いたします。申請地は牧園 10 区公民館の北に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 13,051 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく牧園 12 を 16 番委員
16 番委員	2 号 12 番について報告いたします。申請地は安楽公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 5,231 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 13 を 2 番委員
2 番委員	議案第 2 号 13 番。申請地は市営中原団地の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 13,314 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 14、15 を 5 番委員
5 番委員	2 号 14 番を報告します。申請地は隼人塚団地公民館の西に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,875 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許

	<p>可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 15 番を報告します。申請地は隼人東インターチェンジの南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 151,232 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上、報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 16 を 7 番委員
7 番委員	<p>2 号 16 番について報告いたします。申請地は中福良小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 24,093 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山 17 と 18 を、19 番に代わり 7 番委員
7 番委員	<p>2 号 17 番と 18 番を代理報告いたします。</p> <p>2 号 17 番を報告します。申請地は福山高校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 13,004 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 18 番。申請地は福沢地区公民館の南西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 5,386 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第 3 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 4 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。</p> <p>国分 1 から牧園 4 までを 8 番委員。</p>
8 番委員	3 号 1 番から 4 番まで続けて報告します。

	<p>3号1番。申出地は、国分南中学校の南に位置し、現況は耕作地と不耕作地である。除外目的は建売住宅42棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われ。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続けて2番を報告します。申出地は、岩穴自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は太陽光発電施設にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われ。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>3号3番。申出地は、溝辺小学校の北東に位置し、現況は不耕作である。除外目的は太陽光発電施設にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われ。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>3号4番。申出地は、中福良公民館の北東に位置し、現況は田である。除外目的は太陽光発電施設にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われ。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告について何かご質疑等はありませんか。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい、13番委員。
13番委員	<p>1番について、先ほど除外の5つの要件について満たしているとの報告がございましたが、ここが農振農用地の第1種農地であるということで、原則許可ができない場所であり、例外として5つの要件があるわけですが、その5つの要件のうちの2つほど該当しないものがあると私は思います。まず1番目に、土地利用の状況からみて、この土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められることが除外の要件の一つであるわけですが、まずこの要件を満たしていないということがまず1点、2番目に農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあるというふうに考えます。まだ他に3つの要件がありますが、もう一つ農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると思われ、この中には、農業基盤強化促進法による経営改善計画の認定を受けた認定農業者の方が耕作をされている土地があるということと、担い手に対する農業経営の安定のための交付金の交付に関する法律で載っているような案件ではないかと思いますが、以上の理由で反対したいと思います。</p>
議長（会長）	はい、他にご意見等ございませんか。それでは只今、国分1につきましてご意見がございました。皆様方にお諮りいたしますが、4件の案件がございますので、先に2から4を採決させていただき、国分1については、3件が終わった後、最後に採決するというので皆様方をお願いいたしますが、いかがでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	<p>はい、そのように取り計らいますのでしばらくお待ちください。</p> <p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外4件のうち、国分1を除いた3件につきまして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件の国分1を除く3件につきましては承認することに決

	<p>定し、その旨を視聴に答申いたします。</p> <p>次に、国分1について審議いたします。それでは国分1について、他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外の国分1につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔挙手多数〕</p>
議長（会長）	<p>賛成多数であります。よって、本案件の国分1は承認することに決定し、その旨を市長に答申させていただきます。</p>

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が11件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、隼人1を8番委員。</p>
8番委員	<p>4号1番について報告します。申請地は隼人東インターチェンジの南東に位置し、現況は建設済である。なお、昭和50年頃建設してしまったという経緯書が提出されている。農地区分は第1種農地の農業用施設等に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫1棟、肥料庫1棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、国分2を13番委員。</p>
13番委員	<p>4号2番について報告をいたします。申請地は下井公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は離合用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われま。ここで離合用地という聞きなれない言葉が出てきていますので、もし、このことについてご意見のある方は事務局の方にお尋ねをいただきたいと思いま。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、溝辺3を8番委員。</p>
8番委員	<p>4号3番を報告します。申請地は瀬竹公民館の北東に位置し、現況は造成地である。なお、年月日不詳で造成地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく溝辺4を14番委員。</p>
14番委員	<p>4号4番について報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は一部植林と畑である。なお、令和4年3月頃一部植林してしまったという顛末書兼始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地と第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はない</p>

	ものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 5 を 9 番委員。
9 番委員	4 号 5 番。申請地は安良小学校の北東に位置し、現況は駐車場と花壇である。なお、平成 11 年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場と花壇を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 6 を 16 番委員。
16 番委員	4 号 6 番について報告いたします。申請地は安楽公民館の南東に位置し、現況は鶏舎、倉庫である。なお、平成 10 年頃鶏舎、倉庫にってしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は鶏舎 10 棟、倉庫 3 棟を建設するものであるが、既に建設済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 7 と 8 を 7 番委員。
7 番委員	4 号 7 番について報告をいたします。申請地は堂地西公民館の西に位置し、現況は牛舎である。なお、平成 16 年頃建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は牛舎 1 棟を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4 号 8 番を報告します。申請地は土橋公民館の西に位置し、現況は倉庫と通路である。なお、年月日不詳建設済という経緯書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫 1 棟、通路を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 9 を 10 番委員。
10 番委員	4 号 9 番を報告いたします。申請地は隼人工業高校の南東に位置し、現況は造成済である。なお、面積超過理由書が提出済であります。農地区分は第 3 種農地の土地区画整理区域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 10 を 15 番委員。
15 番委員	4 号 10 番を報告いたします。申請地は下牧公民館の南に位置し、現況は資材倉庫である。なお、平成 15 年頃建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は農業用倉庫、資材倉庫、作業所を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われま。以上です。



議長（会長）	次に、福山 11 を 19 番に代わり 7 委員。
7 番委員	4 号 11 番について代理報告をいたします。 申請地は福沢地区公民館の南西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳一部植林済で山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林で既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員の報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、7 月 5 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 26 件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 から 3 までを 7 番委員。
7 番委員	議案第 5 号 1 番と 2 番についてまとめて報告します。権利区分が 1 番については所有権移転、2 番については賃借権設定ですが、同一事業のため併せて報告します。 申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は田と畑である。農地区分は第 2 種農地の 500m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は医療施設 3 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 3 番について報告いたします。申請地は内野々公民館の北西に位置し、現況は建設済である。なお、平成元年 12 月頃建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫 1 棟を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 4 を 8 番委員。
8 番委員	5 号 4 番を報告します。申請地は国分南中学校の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 3 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 5 から溝辺 7 まで 9 番委員。
9 番委員	続けて報告をいたします。

	<p>5号5番。申請地は下井公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号6番。申請地は下井公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号7番。申請地は石井口公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は牛舎1棟、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分8から10まで4番委員。
4番委員	<p>5号8番から10番まで続けて報告いたします。</p> <p>まず5号8番。申請地は霧島市南部し尿処理場の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号9番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は認可保育所1棟、園庭、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号10番を報告いたします。申請地は国分西小学校の南西に位置し、現況は造成済である。なお、平成26年頃宅地造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分11を13番委員。
13番委員	<p>5号11番について報告をいたします。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分12から14まで17番委員。

17 番委員	<p>まず 5 号 12 番。申請地は有下公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 10 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 13 番。申請地は有下公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場と園庭を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 14 番。申請地は名波ハイタウン集会所の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 15 と 16 を 18 番委員。
18 番委員	<p>5 号 15 番、16 番を続けて報告をさせていただきます。</p> <p>15 番。申請地は東その山公民館の南西に位置しており、現況は畑であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。</p> <p>16 番。申請地は新清水団地の西に位置し、現況は田であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は建売住宅 13 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 17 と 18 を 1 番委員。
1 番委員	<p>5 号 17 番。申請地は今別府自治会館の南に位置し、現況は造成地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。なお、平成 27 年 11 月 26 日に 5 条許可建売住宅 1 棟で許可を受け、しかし造成のみで不履行との経緯書が添付されております。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。</p> <p>5 号 18 番。申請地は宮川内公民館の南西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は駐車場と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺 19 を 3 番委員。
3 番委員	19 番を報告いたします。本件につきましては、面積が超過しておりますので、面積超過理由書が添付されております。申請地は綾南中学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区

	分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、倉庫 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に横川 20 を 9 番委員。
9 番委員	5 号 20 番。申請地は古城消防拠点施設の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 21 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 5 号 21 番。申請地は田口地域公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場、貸車両置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人 22 と 23 を 7 番委員。
7 番委員	5 号 22 番について報告いたします。申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 5 号 23 番について報告いたします。申請地は三田坪公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人 24 を 10 番委員。
10 番委員	5 号 24 番を報告します。申請地は川尻公民館の東に位置し、現況は畑である。なお、年月日不詳建築済という経緯書が添付されております。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 25 と 26 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	5 号 25 番と 26 番について代理報告をいたします。 5 号 25 番について報告します。申請地は東牧之原地区公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

	5号26番について報告します。申請地は西牧之原地区公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご質疑、ご意見等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、7月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。なお、国分1と2につきましては、県の許可案件でありますので、許可相当の意見を付して県へ進達することといたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。溝辺1を1番委員。
1番委員	6号1番。 申請地は今別府自治会館の南に位置し、現況は造成地である。転用目的は一般住宅1棟を建築するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲に農地はないため特に問題はないと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて既設側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。経緯書として平成27年11月26日5条許可、建売住宅1棟不履行造成のみということと、面積超過理由として6㎡残しても畑として耕作ができないという理由書が添付されています。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は、承認することに決定をいたしました。 以上で、令和4年第6回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」はございませんか。
事務局	はい。
議長（会長）	はい、事務局。

事務局	<p>先ほどありました「離合用地」について説明いたします。申請地はひよろ長く孤立した田になります。〔プロジェクターにより現地付近の航空写真を投影し、現地の状況を説明〕</p> <p>離合用地は車が擦れ違う時の避ける場所になりますが、それを作って将来的に市に渡したいということで、田としてはもう作れないので、また、大型自動車の通行も多いので、道路の一部として造成して管理者に渡したいということで申請が上がっております。</p>
議長（会長）	<p>はい。聞きなれない言葉でありましたが、離合用地についての説明でした。他にございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ないようですので、以上で令和4年第6回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。</p>

閉会 15時40分

11番 \_\_\_\_\_

12番 \_\_\_\_\_

19番 \_\_\_\_\_